

インドネシア

主要データ

国名(英名)	インドネシア共和国(Republic of Indonesia)
面積(km ²)	1,919,440
海岸線延長(km)	54,716
人口(百万人)	237.5
人口密度(人/km ²)	123.7
GDP(10億US\$)	843.7
一人当たりGDP(US\$)	3,600
一人当たり銅使用量(kg/人)	0.9
主要鉱産物: 鉱石(千t)	銅:772.9、ニッケル:229.2(t)、金:105.1(t)、銀:204.6(t)、錫:102.0(t)
主要鉱産物: 地金(千t)	銅:221.4、ニッケル:18.5、錫:77.6
鉱業管轄官庁	地質・鉱物資源局(Directorate General of Geology and Mineral Resources)
鉱業関連政府機関	外国投資法(1967年) 内国投資法(1968年)
鉱業法	鉱業法(1967年法律第11号) 鉱業実施細則(1969年政令第32号)
ロイヤルティ	・金:235US\$/kg ・銅:45US\$/t ・亜鉛:12.5US\$/t等
外資法	外国投資法(1967年) 内国投資法(1968年)
環境規制法(環境影響調査制度、環境・排出基準の有無等)	森林法(1999年法律第41号)
鉱業公社	N/A
鉱業活動中の民間企業	N/A
近年の鉱業関連問題(資源ナショナリズム、労働争議、環境問題等)	インドネシア最大の環境保護グループNGO、WALHIは3月22日、Newmont社の現地法人Newmont Minahasa Raya社と関係会社をBuyat湾の海底に鉱滓を不法投棄したとして南ジャカルタ地方裁判所に民事訴訟を提起
2007年のトピックス	2007年、インドネシア政府は、鉱業を重要な産業分野と位置付け、鉱業投資環境を整備するため、鉱物・石炭鉱業法案の改定に取組み、鉱業法案では、国家及び地域住民の経済的、社会的利益を最適化し、鉱物生産量を最大化させるため、鉱石の現地加工(付加価値化)、地域開発、環境対策、企業の社会的責任(CSR)の義務化、資源保護と内需優先を盛り込む方針を明確に打ち出した年となった。また、2007年12月Bali島で開催された地球温暖化サミット(COP13)で、政府及びインドネシア鉱業協会等は、緑化鉱業(Green Mining: 地球環境にやさしい鉱業)を宣言し、鉱業投資で障害になっている保護林問題について森林省との理解を求めて行く努力を行った年である。

アジア
インドネシア

1. 鉱業一般概況

2007年2月12日、エネルギー・鉱物資源省鉱物石炭企業局Marpaung局長は、事業契約(COW、CCOW(石炭))や鉱業権(KP)を有しながら政府に対する報告義務を怠っている鉱業会社95社の鉱業活動を見直す方針を明らかにした。CCOWでは、PT Dayalapan、PT Permata Mulia、PT Timata

Banua、COWでは、PT Sungai Kencana、PT Jambi Wilcat Mas、PT Kodeco Yapen Mandiriなどの事業契約が含まれる。同局長は、これら会社は事業契約条項を遵守せず、違法操業を実施しているためと述べている。インドネシアにおける鉱業権の発給状況は2005年2月現在1,109件で、その約1割に近い案件を見直し対象としている。

インドネシア鉱業権発給状況

鉱区(2005年2月現在)			
鉱物資源石炭地熱総局データによる			
開発ステージ	COW	CCOW	KP
概査	4	3	12
探鉱	27	33	174
FS	7	21	-
建設	6	8	-
生産	11	24	459
合計	55	89	965

2007年2月14日、北スラウェシ州Sinyo Harry Sarundajang 知事は、PT Meares Sopotan Mining (MSM) 社が北Minahasa 県で申請中の金鉱露天掘り開発に関し、許可は発行しない方針と明らかにした。同知事は先に開催された国会の公聴会において、投資がなく地方経済が悪化したとしても環境を破壊する鉱業投資を容認することはできない。例え国がPT MSM に対し開発を許可し、鉱さいの深海堆積処分を容認したとしても州政府はこれに断固反対するとの立場を示している。また、同知事は、環境大臣に対しPT MSM の鉱滓処分について環境監査を実施するよう依頼したと述べている。

インドネシア最大の環境保護グループ NGO、WALHI は3月22日、Newmont 社の現地法人 Newmont Minahasa Raya 社と関係会社を Buyat 湾の海底に鉱滓を不法投棄したとして南ジャカルタ地方裁判所に民事訴訟を提起した。この問題では、環境省が1年前に同様の民事訴訟を行ったが、同地方裁判所は環境省の Newmont 社に対する民事訴訟は、政府と同社が鉱山開発に際し締結した事業契約(COW)に基づき国際司法裁判所に委ねるべき係争であるとして、地方裁判所は管轄権を有しないとして同省の主張を退けている。WALHI の Chalid Muhammad 理事長(National Director)は、この提訴に関する声明の中で、WALHI は、エネルギー鉱物資源省と環境省も適正な鉱山開発の監督や、有害廃棄物による環境破壊や鉱害を防止するための公的義務を怠ったとして提訴する方針としている。Chalid 理事長は、今回の提訴で政府は Buyat 湾の鉱害問題を真剣に受けとめ問題解決に向け適正に行動すべきであると述べ、Newmont Minahasa Raya 社による環境破壊や環境汚染が再び惹起されないよう取り組む方針を強調してい

る。また政府の怠慢によって二度と鉱山鉱害が繰り返されないよう監視を強化するとしている。

これに対し、北 Sulawesi 州 Manado 地方裁判所は2007年4月24日、北 Sulawesi 州検察が刑事告発した Buyat 湾の汚染、地域住民の健康被害を巡る刑事訴訟(No. 284/Pid.B/2005/PN.Mdo) に関し、Newmont Minaha Raya (NMR) 社と同社 Richard Ness 社長に対し無罪判決を決定した。これらはいずれも2005年、同社がインドネシア政府から許可を取得し行った深海鉱滓堆積(STP: Submarine Tailing Placement)が Buyat 湾を汚染し、地域住民の健康被害と海洋汚染を引き起こしたとして係争されているものであるが、インドネシア政府による民事訴追については2006年2月16日、Goodwill Agreement (和解)を締結している。

北 Sulawesi 州検察による刑事訴追の公判経緯は次のとおり。

第一公判は、2005年8月5日、Manado 地方裁判所で行われ Newmont Minaha Raya 社は起訴事実を否認し無罪を主張。これまでに53回の証拠取調べ等の公判が行われた。検察側の証人喚問は36人におよび弁護人側の証人喚問は27人におよぶ。Newmont Minaha Raya 社は10,000ページ以上に及ぶ物的証拠を裁判所に提出。検察官による論告求刑は2006年11月10日、第一被告人 Newmont Minaha Raya 社に対し、罰金10億ルピア(約110,800US\$)を求刑。第2被告人 Richard Ness 社長に対しては、禁固3年と罰金5億ルピア(約55,400US\$)、同社長が有罪を認めず罰金を支払わない場合には更に禁固刑の6か月間の延長を求刑。2007年1月、被告人の最終陳述が行われ、Newmont Minaha Raya 社および社長 Richard Ness 氏は3つの最終陳述書(Pledoi I、Pledoi II、Pledoi III)を裁判所へ提出し無罪を主張。Pledoi I は、第1被告人 NMR の無罪を、Pledoi II は第2被告人 Richard Ness 社長の無罪を証明したもので、Pledoi III は、Richard Ness 社長が自ら執筆した陳述書となっていた。最終公判は4月24日に開催され、Manado 地方裁判所は、Buyat 湾の汚染は認められず地域住民の疾患と汚染との因果関係は立証できないとして、2被告人の無罪判決を決定した(最終公判はこれまでに2回順延されていた(当初は4月4日、2回目は4月18日))。

2007年5月7日、北 Sulawesi 州検察は Buyat



湾の汚染、地域住民の健康被害を巡る刑事訴訟で Manado 地方裁判所の無罪判決を不服として上訴を決定。北 Sulawesi 州検察は今後、2 週間以内に高等裁判所に上訴理由書を提出するとしたが、その後、目立った動きはない。

2007 年の経済的特記事項は次のとおり。

- 2007 年 1 月末、Susilo Bambang Yudhoyono 大統領は施政方針演説で、高い失業率、巨額の公的債務、汚職の蔓延、法の不確実性、通貨危機後の経済低迷、政情不安などの問題に直面している現状を説明し、貧困を撲滅、雇用機会を創出するためには外国投資の促進が不可欠で、投資環境の整備が急務であると指摘した。簡便な投資認可プロセス、法の整合性、治安、政治的安定、インフラ整備、労働問題、地方分権と中央集権の両立等が重要であるとした。
- 2007 年 3 月下旬、内外無差別の原則や投資インセンティブ、投資認可のワンストップ統合サービスなどを規定した新投資法が成立した。
- 2007 年 4 月、インドネシア商工会議所 (KADIN) は、国内産業の競争力強化と雇用創出を主眼とした 2030 年までに長期目標と工程表 (ロードマップ) を大統領に提出した。
- 2007 年 5 月初旬、連立与党間のバランスを維持するため、第 2 次内閣改造を実施した。汚職疑惑を問われたユスリル国家官房長官などを更迭した。

2. 鉱業政策の主な動き

(1) 輸出禁止、輸出規制に関する商業省令

商業省は 2007 年 1 月 22 日、天然資源の一次産品について輸出禁止、輸出規制に関する商業省令を発行した。「砂、土、表土(腐植土を含む)の輸出禁止に関する商業省令第 02/M-DAG/PER/1/2007 号」および「錫地金の輸出規制に関する商業省令第 04/M-DAG/PER/1/2007 号」などである。これらの商業省令は、自国の資源をインドネシア国民の最大利益のために利用しようとする資源ナショナリズムの高揚と一次産品の輸出量を制限することで市場価格を調整し天然資源収入を増加させようとする政府の意図が窺われる。陸砂(砂、土、腐植土)の輸出禁止は、政府要人の発言からは違法採掘者による密輸の増加(シンガポール向け)、環境破壊に加え、国家の主権、安全保障等に係る国土の消失と、隣国による海域の侵食、犯罪

人引渡し条約など、2 国間の国際問題が原因になっていると指摘する声が多く、政治的な判断がその制定要因といわれる。錫地金の輸出規制は、違法採掘事業者による環境破壊、資源の不当な廉売、ロイヤルティ収入の減少と高付加価値化の機会の喪失などがその制定の要因であるといわれる。政府は、錫地金の輸出を登録事業者制とすることで輸出事業者の保護と管理を容易にし、輸出できる錫地金の技術基準(錫純度 99.85%以上)を規定し、原料錫のロイヤルティの支払証明書を添付させることで粗錫の輸出を禁止し、これにより、違法採掘・製錬事業者、密輸業者を取り締まり、環境保護を徹底する方針である。

インドネシアは、豊富な自然資源に恵まれ、その熱帯雨林は赤道の翡翠とも呼ばれる。地下には石油、天然ガス、金、銅、錫、ニッケルなど、様々な戦略的重要資源がある。インドネシアは、これまでに国内需要を賄い産業を育成するために原油、合板、繊維、肥料等の輸出規制を行ってきたが、今回の一次産品の輸出規制がどのように波及し影響していくのか注目される場所である。

(2) 国内供給義務化の動き

インドネシア・エネルギー鉱物資源省は 3 月 8 日、鉱業権 (KP) を保有する錫採掘・製錬事業者などからロイヤルティを確実に徴収するため、錫の輸出に割当制度を導入する方針を明らかにしていたが、商業省はこのほど同割当制度の導入は必要ないとの認識を明らかにした。エネルギー鉱物資源省鉱物石炭企業局 Marpaung 局長は、年間 32 万 t の世界の錫需要に対し、Bangka Belitung 州 Bangka 島からの密輸が年 12 万 t に上り、錫の価格が下落しているとして、輸出割当制を導入し生産制限を行うことで錫価格を統制できるとの認識をしめしていた。一方、商業省貿易局鉱工業品輸出局 Kanag 局長は、1 月 22 日付け商業省令『2007 年第 4 号 (04/M-DAG/PER/1/2007)』の施行を受けて、錫輸出は政府が認定した業者に限られ、錫地金の輸出条件を純度 99.85%以上としていることで、粗錫輸出を禁止でき、違法操業、密輸等の監視機能も強化されているとして同制度の導入までは必要ないとの認識を述べている。

政府は 6 月 18 日、国営製鉄 PT Krakatau Steel



が南 Kalimantan で計画している製鉄所建設計画を推進するため、他の事業者による鉄鉱石の輸出を年内にも禁止する可能性があると伝えている。工業省金属繊維機械産業総局 Ansari Bukhari 総局長によれば、鉄鉱石の輸出禁止措置は、工業省が、鉄鋼産業の国内メガプロジェクトで需要の増大が見込まれる原料を確保するため、商業省 (Ministry of Commerce)、南 Kalimantan 州知事 (Governor)、南カリマンタン県知事 (Regent) に対し要請を行ったもので3者は既にこれに合意し覚書 (MOU) を締結していると述べている。現在、南 Kalimantan 州内で合法、非合法にかかわらず鉄鉱石を生産している事業者は、その大部分を中国などへ輸出している。そのため、メガプロジェクトの建設の最大の課題は原料の確保といわれ、政府はこれら国内鉄鉱石生産事業者 (KP 事業者) に対し輸出を禁止することで、メガプロジェクトとの原料供給契約を促進させて安定的に原料を確保する意向がある。Ansari Bukhari 局長は、輸出禁止措置を講じる場合は、メガプロジェクトとの原料供給契約を締結する KP 事業者には優遇策を講じるとしている。PT Krakatau Steel が計画している製鉄所の粗鉱処理能力は 50 万 t/年で、現在までに手当てできた鉱石量は 3 万 6,000t にとどまっている。一方でインドネシア最大の鉄鉱石輸出業者 PT Silo が 2006 年に輸出した鉄鉱石の量は 140 万 t で、製鉄所の粗鉱処理能力を大幅に上回るものとなっている。

商業省国際貿易総局 Diah Maulida 総局長は 6 月 19 日、上記報道を受けて鉄鉱石の輸出禁止措置については、エネルギー・鉱物資源省の意向も考慮して慎重に議論する必要があるとのコメントを行っている。

政府は 10 月 1 日、国内市場に必要な不可欠な鉱産物の安定供給確保を図るため、鉱産物の生産者 (海外輸出事業者) に対し、ある一定量を国内へ出荷させる国内市場義務制度 (DMO : Domestic Market Obligation system) の導入を検討していることを明らかにした。商業省国際貿易総局 Diah Maulida 総局長は、DMO の適用は、鉱産物の種類、鉱山の規模・タイプ・操業状況、鉱産物の輸出先により異なり、国内供給を義務づけるか輸出割当制とするかは検討中とした上で、国内供給義務を課す場合には鉱産物毎に規定すると見解を示している。インドネシアの鉱業法

(1967 年法律第 11 号)によれば、鉱物資源を戦略鉱物 (グループ A)、重要鉱物 (グループ B) 及びその他の鉱物に分類している。商業省は 2007 年 1 月 22 日付け 2007 年商業省令第 1 号、第 2 号、第 3 号により、砂、土、表土、岩塩、大理石、石灰、錫地金などの輸出規制を行ってきているが、今後の動向が注目される。同局長は、国内供給義務や輸出割当の導入は事業の阻害を目的にするものではなく、国内の流通の確保やデータベースの改善を目指すものとしている。商業省によれば、省庁間協議で、工業省から鉄鋼業界などの振興のために必要として要請を受けているという。

① グループ A :

石油、天然ガス、アスファルト、石炭、ウラン、ラジウム、トリウム、放射性物質、ニッケル、コバルト、錫 etc

② グループ B :

鉄、マンガン、モリブデン、クロム、タンゲステン、バナジウム、チタン、ボーキサイト、銅、亜鉛、金、白金、水銀、ダイヤモンド、ヒ素、アンチモン、ビスマス、イットリウム、ルテニウム、セリウム、ベリリウム、コランダム、ジルコン etc

③ その他の鉱物

上記 (1)、(2) に含まれないもの。主として工業用原料。

(3) 新投資法の成立

2007 年 3 月 29 日、ユドヨノ政権の最重要法案の一つである新投資法が、2006 年 3 月の議会上程から 1 年を経て漸く成立した。新投資法には、内国企業と外国企業の差別を撤廃する内外無差別の原則や投資家に対する税、許認可サービスにおけるインセンティブの保障、投資分野における中央政府と地方政府の業務分担の明記、関係主管省庁から事業許認可を取得する際に投資調整庁 (BKPM) をシングルウィンドウ (ワンドア統合サービス) 機関の一つと位置づけ、大統領の直轄 (現在は商業省) 機関に格上げする規定などを盛り込み、インドネシアにおける内外投資の法的基盤が整備された。『2007 年法律第 25 号』(4 月 26 日施行) として施行された。政府は 7 月 3 日、新投資法の細則となる大統領令 2007 年第 76 号、同第 77 号 (新ネガティブリスト) を発布した。新ネガティブリストには、国内投資家、

外国投資家に対し投資を閉鎖する事業分野(25分野)と、条件付きで開放される事業分野(条件付き事業開放分野)(313分野)が明記され、旧ネガティブリストよりも大幅に投資を制限する分野が拡大した内容となっている。

新ネガティブリストには、金、銀、銅、鉛、亜鉛、ニッケルなどを対象とする鉱物資源開発(鉱業投資)は記載がないことから、大統領令2007年第76号第2条第1項に基づき鉱業投資は全面的に開放されている分野と解釈される。大統領令2007年第76号は第10章第18条からなる法令で、第1条では9つの用語(投資、国内投資、外国投資、投資家、国内投資家、外国投資家、資本、外国資本、国内資本)を定義し、第2章では「活動の範囲と目的」と題し、第2条第1項において「閉鎖及び条件付きで開放されている事業分野を除き、すべての事業分野又は業種は、投資活動向けに開放されている」と規定している。同条第2項、第3項では、それぞれ「閉鎖されている事業分野は、投資活動として投資家が事業を行うことを禁じられている特定の事業分野である。」、「条件付きで開放されている事業分野は、特定の条件により投資活動として事業可能な特定の事業分野のことである。」と規定し、第3条以下に各分野選定の基準と条件などが示されている。

新ネガティブリストは、大統領令2007年77号により発布され、添付Iに投資を閉鎖する事業分野として7セクター(文化・観光、林業、海洋・漁業、通信・情報、運輸、工業、農業)、25分野(賭博/カジノ、歴史・古代遺跡、博物館、天然サンゴの利用、ワシントン条約に規定された魚類の捕獲、ラジオ・テレビ公共放送、ターミナル・道路整備・積載量計量橋・原動機付き車両検査/定期検査の供給と運営、船舶航行支援通信/設備、船舶交通情報システム(VTIS)、航空管制業務(ATS)プロバイダー、有害化学物質産業、化学兵器産業、アルコール飲料産業、塩素カリ製造業、非鉄金属(鉛)など)が規定されている。

条件付事業開放分野は同添付IIに記載され、条件別に、a. 零細・中小企業及び協同組合向け(43分野)、b. パートナシップ(36分野)、c. 資本保有率(120分野)、d. 特定場所(19分野(ホテル、スパ、レストランなど))、e. 特別許可(25分野)、f. 100%内資(48分野)、g. 資本保有率・特定場所(17分野)、h. 特別許可・資本保有率(4

分野)、i. 100%内資・特別許可(1分野)で313分野が規定されている。

ネガティブリストに記載される天然資源開発関連事業は3分野で、添付II c. (資本保有率)表中の東部インドネシア地域外の沖合石油・ガス掘削事業及び陸上での石油・ガス掘削事業への投資と、添付II e. (特別許可)表中の放射性鉱物鉱業への投資が該当している。前者の石油ガス掘削事業については、それぞれ外資保有率の限度を95%と規定している。また後者の放射性鉱物鉱業については国家原子力庁(BATAN)からの推薦状とその協力が義務付けられている。

(4) 鉛精錬事業開放

政府は2007年11月16日、投資規制分野を規定する大統領令2007年77号(ネガティブリスト)の修正作業において、内外投資の禁止分野に指定した鉛製錬事業(Lead Processing)を一定の条件のもとで開放することを明らかにした。工業省金属機械繊維産業総局金属産業局 Gusti Putu Suryawirawan 局長によれば、鉛製錬事業への投資は環境担当国務相事務所による生産プロセスに関する推薦状を得ることを条件に特別許可を発給すると述べている。また、同氏は、ネガティブリストの修正問題に関し、鉛製錬事業の見直しは国内製錬事業を義務化した鉱物石炭鉱業法案の趣旨に沿うものであり、工業省は、原料の輸出禁止措置を受けて一連の法的整合性を図る観点から修正を要求していると述べている。また、鉛製錬事業は鉱石を処理する場合とリサイクル原料を処理、加工する場合があります。インドネシアにとってはいずれの分野も将来、重要になるとの政策変更も伺える。なお、ネガティブリストの見直しは、国家投資促進チーム(PEPI)によって実施されているが、インドネシア商工会議所(KADIN)から様々な憂慮が示されるとおり、大統領令2007年77号の改正はまだ紆余曲折が予想される。

(5) 株式会社法の成立

議会は2007年7月20日、株式会社に関する法律(1995年法律第1号)の改正法案を全会一致で可決した。同法案の議会審議で注目されていた「企業の社会的責任(Corporate Social Responsibility: CSR)」は第5章第74条に盛り込まれた。同法案によれば、天然資源開発企業、

廃棄物排出企業は、税引き後利益に対し一定分を地域社会へ還元、環境対策へ配分する義務を負う。具体的な金額や、義務履行違反に対する罰則については政令で定められる。インドネシアでは3月29日、新投資法(2007年法律第25号)が成立し、第9章(投資家の権利、義務及び責任)第15条bに「企業のCSRの実施」が明記され、また、第17条では「再生不可能な天然資源事業を行う投資家は、環境基準を遵守した現場回復のために、段階的に資金を割り当てなければならない。」と明記されるなど、国民福祉実現、環境保護徹底のための法制化が進んでいる。

鉱物資源開発(鉱業投資)は、政府が先に施行した新ネガティブリスト(2007年大統領第77号)では記載がなく、一般投資家に開放された事業分野、あるいは、鉱物資源石炭鉱業法案を基本法令とするため、新投資法で定める「企業のCSRの実施」は精神規定との理解にあったが、インドネシア国内で鉱業投資を行う場合は、インドネシア法人(会社)を設立しなければならないため、再生不可能な天然資源開発を行う投資家に対し、地域住民への富の分配、環境配慮を、株式会社法(改正案)の成立によって実現させる狙いが窺える。

可決された法案では、企業のCSRの費用負担は税引き後利益を基準に算定するとしており、企業会計上、地域社会・環境対策への寄付金扱いとされ、税制上の優遇措置は検討されていない。企業に対するCSRの適用は、法律施行後1年の猶予期間が設定されている。なお、CSRは、経済のグローバル化、消費者意識の変革等を受けて、企業価値やブランド価値を創出、国際競争力を強化するための企業による自主的、主体的な取り組みであったが、今回、法律によりCSRの実践を義務化し、CSRの不履行に罰則を設けた点で注目される法律である。

(6) 鉱物石炭新鉱業法案審議状況

鉱物石炭新鉱業法案は、2005年5月20日に議会に上程されて3年近くが経過しているが、未だ成案を見るに至っていない。インドネシア憲法第3条33節は、インドネシアの土、水、自然資源は国家が管理し、国民の幸福のために利用しなければならないと規定している。インドネシアの大地に含まれる自然資源のうち鉱物・石炭は非再生資源であるため、それらの利用は、

継続して国民の最大の利益になるように最適性、効率性、透明性、継続性及び環境に配慮することが義務づけられている。

1967年、鉱業の基本原則に関する法律第11号が公布された。本法律は制定後40年間にわたり、国の発展に大いに貢献してきた。しかし、国が発展するにつれ、本法律は内容が中央集権的なため、もはや現在の状況や未来の課題に十分に対応できなくなった。さらに、鉱山開発は、国内外の戦略的变化に応じて調整しなければならない。鉱物・石炭開発が直面する主要な課題は、民主化、地方自治、公民権、環境への配慮、技術情報の発展、知的所有権、官民の躍進的参加を促すグローバル化の影響である。

1967年法律第11号では、社会問題、環境問題、一般の人々への権限付与、土地を巡る紛争、国家の収入、現地調達、国内労働力、現地雇用などの鉱物・石炭開発に関する問題を最適に管理できなかったとして、政府は、これらの問題に対処するため、新たな鉱物法案を策定し改正に取り組んでいるが、鉱物石炭新鉱業法案の議会審議は、議会、中央政府、地方政府、外国投資家、環境NGO、大学関係者等の利害関係者の意見の対立が深く進展していない。

政府による本法律の改正趣旨は次のとおり。

- ① 非再生資源である鉱物・石炭は、国家が管理し、その開発と実践は政府と地方自治体が事業体と協力して行う。
- ② その後、中央政府は事業機会をインドネシアの法人、個人、地元の人々の事業所に提供し、それらの人々が、中央政府、地元行政機関の自治権に従って発行されたライセンスに基づき、鉱物・石炭分野で業務遂行できるようにする。
- ③ 自治権は、鉱物・石炭開発の管理が、政府及び地方の行政など、地方分権の原則に基づいていなければならない。
- ④ 鉱山開発は、インドネシア国民の繁栄に資するように、経済的・社会的に最大の恩恵を与えるものでなければならない。
- ⑤ 鉱山事業は、その地域の発展を加速させ、個人・中小規模事業者の経済活動及び鉱山を支える産業の発展を推し進めるものでなければならない。

これまでに政府は草稿を4回程修正した。2005年5月20日付け初稿は、第15章第75条



であったが、2007年10月4日付け草稿は、23章176条に大幅に条項が追加されている。

議会審議における主要な論点は、鉱業法案成立後の既存鉱業権等の取扱いの問題で、2007年3月22日付け草稿の第73条a項にて、「本法律が施行された時点では、既存の鉱業事業権(Kuasa Pertambangan)、事業契約(KK: Kontrak Karya)(COW)、炭鉱運営事業協約(PK2PB: Perjanjian Karya Pengusahaan Pertambangan Batubara)(CCOW)、地方鉱業許可書(Surat Izin Pertambangan Daerah)、住民鉱業事業許可書(Surat Izin Pertambangan Rakyat)は、本法律に従い変更されなければならないが有効期間終了まで(最長2年間)は有効とする、との暫定移行期間が追記されたが、2007年5月16日付け作業委員会(PANJA)のメモによれば議会各党派であるゴルカル党は5年、国民信託党は3年、福祉正義党は4年、民族覚醒党は5年、闘争民主党は3年を主張している。2007年7月18日付けメモは、本法律発効前の鉱業に関する権利義務は、本法律の制定後2年以内に変更されなければならないとされている。

このほか、議会内には、株式会社法の第74条に盛り込まれた「企業の社会的責任」(CSR: Corporate Social Responsibility)に関し、企業が鉱業事業によって得られた配当の10%に定めるべきとの意見もある模様である。

(7) インセンティブ

プルノモ・エネルギー鉱物資源相は2007年11月7日、審議中の鉱物石炭法案と特定分野・地域投資の所得税優遇を規定した政令『2007年第1号』の見直し案に選鉱・製錬事業への投資に対する税制優遇を定める方針を明らかにした。優遇が付与されるのは国内で下流事業を行う場合だけで、対象となる事業者の税率を低減するとした。同省のシモン鉱物資源石炭地熱局長は、税制優遇により精錬工場が建設され経済活動が促進されることを期待するとして、必ずしも鉱業事業者が精錬所を建設する必要はなく、別の企業が建設して提携することもできるとの認識を示している。プルノモ・エネ鉱相は、契約の変更に関する条項についての協議を残すだけとして、同法案が次の国会会期中に可決され

ることを期待していると述べている。

(8) グリーン宣言

プルノモ・エネルギー鉱物資源相、カバン林業相らは12月9日、鉱業活動を行った森林地域の環境再生に責任を負う「グリーン・マイニング宣言」に署名した。バリで開催中の国連気候変動会議の枠組みの中で行われたもので、持続可能な鉱業活動の実施に向けた合意を明らかにした上で、実現に向けて「鉱業活動後の森林再生を考えるフォーラム」を結成した。

同フォーラムはエネ鉱相、林業相のほか、インドネシア鉱業協会(API)、石炭鉱業協会(APBI)および鉱業関係者から構成。APBIのジェフリー・ムルヨノ会長が代表を務める。

気候変動への悪影響を抑えるためにグリーン・マイニングの実施を主導するほか、鉱業事業者に対して事業地域の森林再生への責任を持つよう呼びかけていくこと、鉱業地域以外でも温室効果ガスの削減に向けた活動を支援するとした。

鉱業活動の影響を受けた土地の再生を促進する政策や戦略に全面的に従う方針を示し、採掘事業を規定に則した方法で行うことが森林再生を支援する対策として非常に重要との認識を確認している。

プルノモ・エネ鉱相は、事業者らは環境アセスメントや地域住民開発などの環境保全に関する費用の支出が必要なことは認識しているとした上で、これまで以上に環境に配慮した鉱業の実施へのコミットメントをバリからスタートさせようと呼びかけた。

カバン林業相は、宣言を機に鉱業・林業セクター間の綱引きがなくなるほか、森林再生活動が鉱業地域周辺の危機的な区域にも広がっていくことを期待すると述べている。2003～08年にかけて再生事業が行われた森林の面積は220万haに上っており、2009年までに計300万haの達成を目指すとした。

また、ジェフリー会長は、事業跡地を再生するのは事業活動の一環との認識を示し、宣言が違法な伐採や採掘の削減につながることに期待を表明した。



3. 主要鉱物製品の生産・輸入・消費・輸出動向

(1) 生産量

主要鉱種生産量

		2006年	2007年	増減率(%)
ニッケル鉱石	wmt	4,353,832	7,112,870	63.37
ニッケル高品位鉱	wmt	3,493,961	6,764,430	93.60
ニッケル低品位鉱	wmt	859,871	348,440	-59.48
ニッケルマット	ton	92,123	98,914	7.37
ニッケルマット Ni+Co 純分	ton	72,782	77,928	7.07
フェロニッケル Ni 純分	ton	14,474	18,532	28.04
銅精鉱	dmt	2,938,009	2,814,952	-4.19
銅	ton	817,796	796,899	-2.56
錫精鉱	dmt	80,933	66,137	-18.28
錫	ton	65,357	64,127	-1.88
ボーキサイト	Mt	1,501,937	1,251,147	-16.70
ニッケルマット	ton	92,123	98,914	7.37
ドーレ	kg	30,868	41,499	34.44
金	kg	85,411	117,854	37.98
銀	kg	261,398	268,967	2.90
花崗岩	ton	5,217,807	1,793,440	-65.63
ダイヤモンド	crt	46,856	22,980	-50.96

出典：(エネルギー・鉱物資源省発表) <http://www.esdm.go.id/index-en.html>

(2) 生産量

	2006年	2007年	増減率(%)
ボーキサイト(千t)	1,501.9	1,251.1	-16.70
アルミニウム地金(千t)	250.3	242.4	-3.17
銅鉱石(千t)	816.6	772.9	-5.35
銅地金(千t)	217.6	221.4	1.73
金鉱石(t)	79.6	105.1	32.08
鉛地金(千t)	18.5	18.5	-0.04
ニッケル鉱石(千t)	140.3	229.2	63.34
ニッケル地金(千t)	14.5	18.5	27.81
銀鉱石(t)	182.3	204.6	12.26
錫鉱石(千t)	117.5	102.0	-13.19
錫地金(千t)	76.2	77.6	1.84

出典：World Metal Statistics Year Book 2008

(3) 消費量

	2006年	2007年	増減率(%)
アルミニウム	288.0	265.8	-7.7
銅	185.2	205.2	10.8
鉛	76.7	85.8	11.9
ニッケル	0.8	0.8	0.0
錫	2.3	2.3	0.0

(単位:千t)

(4) 我が国の輸入実績

	2006年	2007年	増減率(%)
金地金(Kg)	-	1	-
銅鉱石(千t)	968	714	-26.24
粗銅及びアノード(t)	-	5,008	-
銅地金(千t)	-	16,830	-
ボーキサイト(千t)	780	579	-25.77
アルミニウム地金(千t)	160	153	-4.38
ニッケル鉱石(千t)	2,185	2,077	-4.94
ニッケルマット(千t)	94	95	1.06
ニッケル地金(千t)	-	2	-
チタン鉱石(千t)	-	0	-
錫地金(千t)	19	16	-15.79
白金族金属(kg)	1	0	-100.00

出典：貿易月表 2007.12

4. 鉱山会社活動状況

(1) PT Freeport Indonesia

Freeport-McMoRan Copper & Gold 社は 2007 年 3 月 19 日、Phelps Dodge 社の買収を完了させ、上場企業として世界最大の産銅企業になったことを明らかにした。買収総額は 260 億 US\$ で、鉱山業界では最大の買収規模となった。

Phelps Dodge 社の 3 月 16 日現在の株価は 1 株当たり 126.68\$ だったが、Freeport 社は、Phelps Dodge 社 1 株につき 88\$ と Freeport 株 0.67 株を譲渡することで買収した。両社は前週に株主総会を開催し、Freeport 社による友好的な Phelps Dodge 社買収について株主承認を受けて、Freeport 社による買収手続きを完了したものの。これにより、Phelps Dodge 社の J. Steven Whisler 会長兼最高経営責任者(CEO)と Ramiro G. Peru 最高財務責任者(CFO)が退任、Timothy R. Snider 社長兼最高業務責任者(COO)は、Freeport の社長兼最高業務責任者(COO)に横滑りする。また、Phelps Dodge 社の取締役 3 氏 (General Charles C. Krulak、Jon C. Madonna、Dustan E. McCoy) が Freeport の取締役に就任する。また、Freeport の本社を New Orleans から Phelps Dodge の本社がある Phoenix に移転させる。また、Freeport 社は、3 月 28 日に額面 61.25\$ の普通株式 4,715 万株と 6.75% 利付きの転換社債 2,875 万株を発行して、Phelps Dodge

買収に必要な総額 57 億 8,000 万 US\$ の資金調達を完了した。

政府は 2007 年 8 月 13 日、Freeport McMoRan Copper & Gold 社 (FCX) に対し、Grasberg 鉱山周辺の環境に与える影響を軽減するため、同鉱山の粗鉱生産量を 30 万 t/日から 5~10 万 t/日減産し、20~25 万 t/日に生産縮小するよう要請を行ったことを明らかにした。また、監査チームは、財務大臣へロイヤルティ変更の必要性についても提言を行った模様であり、近く閣議で了承される見込みと報じている。Purnomo エネルギー・鉱物資源相は、現在の生産量が継続されれば環境破壊が惹起されるとして鉱山に生産規模を縮小し環境規則遵守を徹底するよう求めている。しかし、FCX は現行の粗鉱生産量は 22 万~23 万 t/日を維持しているとしており、政府監査チームの数値に疑問を投げかけている。一方、エネルギー・鉱物資源省・鉱物資源石炭地熱総局の高官は、わずか数か月前に国家歳入を増加させるために FCX に対し生産増強を要請しており、地金価格高騰時の減産は事業契約 (COW) で定める最大利益条項違反であるとの主張を繰り返していたが、今般、政府が一変して減産要請を打出した背景には、鉱物資源石炭鉱業法案の改正審議における次世代への資源保護、国家保留鉱区における資源の温存を見越した行政的圧力と受け取ることもできる。なお、監査では、東 Jawa

アジア

インドネシア

州 Gresik 製錬所の生産増強も提言されている。Gresik 製錬所では、Grasberg 鉱山から生産される銅精鉱の約 30%を処理しているが、監査では 50%まで増加するべきであるとの提言もあった模様である

(2) PT Newmont Nusa Tenggara

西ヌサテンガラ州 (Nusa Tenggara Barat Province) で Batu Hijau 銅鉱山を運営する PT Newmont Nusa Tenggara (NNT) は、1986 年、内資本化条項を有する第 4 次世代鉱業事業契約 (COW) に基づき設立された鉱山会社である。

PT-NNT は、外国法人である日本企業と Newmont Mining の子会社 Newmont Indonesia 社が、それぞれ権益 35%、45%を所有する Nusa Tenggara Partnership (NTP) が 80%を、インドネシア法人 PT Pukuafu Indah が 20%を所有する。同社は、COW 第 24 条 (国家権益促進 [Promotion of National Interest]) に基づき、外国法人 NTP が所有する権益 80%のうち 31%を、2005 年から 2010 年末までに段階的にインドネシア法人 (Indonesian Participants) へ権益をオファーすることが義務付けられている。内資本化のオファー義務の発生は、2006 年 3 月からとなっている。

(3) PT INCO

PT INCO は 2007 年 10 月、ニッケル生産能力を 2010 年上半期までに現行の 1 億 6,000 万 lb (72,600t) から 2 億 lb (90,720t) 体制へ拡張すると発表した。PT INCO におけるニッケル生産量のボトルネックは、採掘部門の粗鉱採掘量、ニッケルマット製造施設の処理能力といったニッケルマット製造施設の設計仕様上の問題ではなく、乾季における水不足が最大の課題である。そのため、水不足、発電所メンテナンスに備えてディーゼル発電機を設置するとともに Karebbe 第 3 水力発電所の建設に着手した。工事費総額は 2 億 7,500 万～2 億 8,000 万 US\$を見込んでいる。

Karebbe プロジェクトの水没域は 265ha が予定されているが、鉱業事業契約 (COW) 鉱区に係る面積は 70ha で、残り 195ha が COW 鉱区外にかかっている。しかも 16ha が保護林指定地区に重なるため、2006 年 3 月 10 日付 2006 年森林省令第

14 号 (P. 14/Menhut-II/2006) 規定 (2 年以内に 195ha の 2 倍の代替用地を森林省に拠出するか、用地を拠出できない場合は売上高の 1%を毎年納付) 問題を受け、一時許認可事務が遅れていたが、このほど、森林省との間で協議が整い、PT INCO 役員会は 2007 年 9 月 28 日、建設工事の着手を決定した。現在、切り替え水路工事 (トンネル工事 250m) が鹿島建設により行われている。工事は NATM 工法に実施されている。本体工事の入札は、現地調査の前日、2008 年 3 月 4 日に実施された。

PT INCO は 2007 年 10 月 30 日、ニッケルマット製造施設の排ガス対策 (Dust Emission Management) の一環として、電気溶鉱炉 4 基へのフィルターバグ (Filter Bag) ハウスの設置工事を進めている。投資額は、6 億 2,000US\$を見込む。また、還元キルンには、ESP (Electrostatic Precipitator) の設置作業を進めている。

PT INCO 社は、操業以来初めてのストを経験した。ストは 2007 年 11 月 15 日から 11 月 26 日まで 11 日間継続された。同社従業員の約 3,500 人のうち 500 人がストに参加した。従業員らは、ニッケル価格が高騰しているにもかかわらず賞与など従業員への還元がなされていないと主張しストを決行し、また、地方の人材開発を目的に、戦略的役職への人材登用などを要求。ストで 500 万ポンドの生産に影響があったものの、通期の生産目標の 1 億 6,500 万ポンドの達成は可能とした。労組との合意には 7～9 月期の利益から賞与を支払うことや、地元労働者の雇用を優先すること、労働者の子ども向け奨学金の拡大などが盛り込まれている。

また、PT INCO は、中央 Sulawesi 州 Bahodopi、南東 Sulawesi 州 Pomalaa の 2 か所にニッケル製錬所を建設する検討を行っている。投資額は 10 億 US\$を見込む。本計画はインドネシア政府が、新たな鉱物資源政策の国家ビジョンとして掲げる付加価値化政策に適うものであり、政府による期待も大きい。PT INCO の鉱業事業契約では、鉱石輸出が禁止されているため、Limonite 鉱石を中国向けに出荷することはできない。そのため、Limonite 鉱石を処理する HPAL 製錬所の建設も視野に入れ検討進めている。

(4) PT ANTAM

	鉱種	単位	2006年	2007年	増減率(%)
生産量	フェロニッケル	lbs Ni	31,909,670	40,856,018	28.04
		t Ni	14,474	18,532	28.04
	ニッケル鉱石	wmt	4,353,832	7,112,870	63.37
	Saprolite 鉱石	wmt	3,493,961	6,744,383	93.03
	Limonite 鉱石	wmt	859,871	368,487	-57.15
	金	oz	92,367	89,733	-2.85
		kg	2,873	2,791	-2.85
	銀	oz	767,613	775,669	1.05
		kg	23,876	24,126	1.05
ボーキサイト	wmt	1,501,937	1,251,147	-16.70	
販売量	輸出				
	フェロニッケル	lbs Ni	29,518,382	39,072,480	32.37
		t Ni	13,389	17,723	32.37
	Nickel 鉱石	wmt	4,309,134	6,907,367	60.30
	Saprolite 鉱石	wmt	3,375,466	6,463,977	91.50
	Limonite 鉱石	wmt	933,668	443,390	-52.51
	金	t. oz	46,872	120,405	156.88
		kg	1,458	3,745	156.86
	銀	t. oz	260,355	530,487	103.76
		kg	8,098	16,500	103.75
	ボーキサイト	wmt	1,536,542	975,009	-36.55
	国内販売				
	金	t. oz	60,506	40,381	-33.26
		kg	1,882	1,256	-33.26
	銀	t. oz	416,897	335,943	-19.42
kg		12,967	10,449	-19.42	
売上高	輸出	百万 Rp	5,220,497	11,661,423	123.38
		千 US\$	571,479	1,278,536	123.72
	全売上高	百万 Rp	5,629,401	12,008,202	113.31

金銀生産は Ponkor 鉱山の採掘切羽の岩質悪化及び想定品位の低下はあったがほぼ前年生産を維持した。通年では、金が前年比 50%増の 5,000kg、銀が前年比 28%増の 26.968kg を販売した。当期の販売実現価格は、金、銀ともに前年同期比 26%高、16%高の 788.94US\$/oz、14.71US\$/oz となり、通年では、金が 702.63US\$/oz、銀は 13.63US\$/oz となった。金の売上高は、前年同期比 25%増の 2,970 億 IDR (33 百万 US\$)、通年では前年比 58%増の 1 兆 340 億 IDR (1.49 億 US\$) を計上した。フェロニッケル生産は、FeNi III 製錬工場において

2007 年 6 月 16 日から熔融金属の流出事故で操業を停止したが、9 月下旬に運転を再開し生産量は前年比 28%増の 18,532t で操業以来の記録となった。製錬工場別生産量の内訳は、FeNi I が 4,946t、FeNi II が 6,860t、FeNi III が 5,315t である。フェロニッケルの販売量は、通年では前年比 31%増の 17,547t となった。売上高は、前年比 105%増の 5 兆 5,780 億 IDR (6.18 億 US\$) となった。フェロニッケル生産コストは、前年比 27%上昇して 5.57US\$/lb となった。サプロライト鉱石生産量は、中国の Ni 銑鉄生産者の旺

盛な需要を受けた Pomalaa、Buli 鉱山での増産で前年比 93%増の 6,744,383wmt となった。販売量は、前年比 95%増の 6,580,146wmt となった。売上高は、前年比 183%増の 4 兆 9,200 億 IDR (5.45 億 US\$) となった。平均販売実現価格は、前年比 49%上昇して 82.69US\$/wmt となった。サプロライト鉱の生産コストは、前年比 8%低下して 18.45US\$/wmt となった。低品位鉱生産量は、前年比 57%減の 368,487wmt となった。販売量は、前年比 65%減の 327,313wmt となった。売上高は前年比 66%減の 910 億 IDR (10 百万 US\$) となった。リモナイト鉱の生産コストは、前年比 18%低下して 7.09US\$/wmt となった。2007 年 12 月末現在：2,852 名 (正規職員 2,716 名、非正規職員 136 名)。2006 年の各部門の人員配置は、本社 331 名、ニッケル部門 1,630 名、金部門 769 名、ボーキサイト部門 22 名である。

PT ANTAM は 2007 年 2 月 13 日、北 Maluku 州 Halmahera 島のラテライトニッケル鉱床開発に関し BHP Billiton と製錬技術の共同開発で事業提携 (Alliance) する基本合意書 (Heads of Agreement) に署名したことを明らかにした。基本合意書は、豪州 Perth で開催されたアジア太平洋経済会議 (Asia Pacific Economic Conference) に出席した Antam 社 Aditya Sumanagara 社長と BHP Billiton Stainless Steel Materials 社 Jimmy Wilson 社長との間で署名交換された。事業提携ではハルマヘラ島の Buli (Gee、Tanjung Buli、Mornopo) を対象に乾式・湿式製錬技術の共同開発調査に乗り出すことになる。Antam 社の 2006 年のサプロライト鉱石生産量は 349 万 3,961wmt で、このうち約 34% の 120 万 4,756wmt が Buli から生産されている。一方、リモナイト鉱石 (低品位ラテライトニッケル鉱) の生産量は 85 万 9,871wmt であるが、全てが Sulawesi 島ポマラ鉱山からの生産で、Buli のリモナイト鉱石は現在利用されていない。Antam 社が乾式・湿式製錬技術を有する外国企業との共同開発調査により、低品位ラテライトニッケル鉱の開発に必要な金属加工技術・高度技術を獲得し、技術開発コストの低減とリスクの軽減を図ってインドネシアに賦存する低品位鉱の開発を目指している。また、BHP Billiton にとっては、現在、国会で審議中の鉱物石炭鉱業法案においてニッケル鉱石の製錬義

務化が取り上げられているため、Antam 社との関係を強化し、インドネシアにおけるニッケル資源の開発で優位な立場を築く狙いがあるとみられている。なお、BHP Billiton と Antam 社は Gag Nickel 事業契約でも合弁関係にあり、その権益は 25 : 75 となっている。PT ANTAM は 2007 年 9 月 21 日、北 Maluku 州 Halmahera の Buli のニッケル鉱床の開発に関し BHP Billiton と合弁会社を設立し FS 調査を実施することに合意したことを明らかにした。2008 年の事業化調査開始を目指す。年産 3 万 t 規模のフェロニッケル第 4 製錬施設を建設する予定で 2009~11 年に完工を予定している。建設費は 6 億 5,000 万 US\$ を見込む。このほか、年産量 5 万 t の高圧硫酸浸出 (HPAL) 施設の建設も計画中で、建設費は 10 億 US\$ という。ただし、BHP Billiton は、鉱業事業契約 (COW) に基づく鉱山開発が前提条件としている。

さらに、PT ANTAM は 2007 年 8 月 7 日、世界最大のアルミニウム企業、ロシア企業 Rusal と西 Kalimantan 州 Tayan でのアルミニウム精錬工場の建設で合意した。工場は年産 30 万~40 万 t 規模になる予定。9 月 6 日のロシア・プーチン大統領の訪伊に合わせ両国の投資協力の象徴として、両国大統領の立ち会いのもと覚書を交換した。

PT ANTAM は 2007 年 8 月 21 日、中国企業 Tingshan と Riau Islands 州 Bintan 島に年産 40 万 t 規模の第 2 アルミナ (酸化アルミニウム) 工場の建設 (Bintan Smelter Grade Aluminum) でも基本合意しており、投資額は 2 億 5,000 万 US\$ を見込む。

PT ANTAM は 2007 年 9 月 25 日、Pomalaa 鉱山の FeNi 製錬工場の電力コスト削減の一環として、南 Sulawesi で水力発電事業を計画している PT Tamboli Energy 社から、5 年間、15MW の電力を購入できる権利を取得したと明らかにした。同長期契約の買電価格は、現在のディーゼル発電コストに比べ 10% 安いいため、フェロニッケルの生産コストは最大 4% 削減できる。開発担当取締役 Darma Ambiar 氏によれば、買電量は Pomalaa 鉱山のフェロニッケル生産量の一部を賄うにすぎないが、ディーゼル発電の依存度を軽減できるだけでなく、二酸化炭素排出量の削減にも貢献できるとして、大きな一歩である

と述べている

Antam と中国鉄鋼最大手 Tshingshan Holding Group (THG) 社は、2007 年 10 月 31 日、ジャカルタで開催されたインドネシア鉱業大会 2007 のオープニングセレモニーの席上、内外の鉱業関係者 400 人が見守る中、エネルギー・鉱物資源大臣、在インドネシア中国大使の立会いの下、北マルク州 Obi 島のラテライトニッケル鉱床開発に関し FS を実施することに合意する覚書に署名した。Antam の Aditya Sumanegara 社長は「TGH 社との合併事業は、Antam の原料加工部門の強化につながり、株主利益を増大させる。」と述べている。FS は 2008 年 8 月の終了を目指す。Obi 島のラテライトニッケル鉱床開発の投資額は 20 億\$が見込まれている。Antam は政府が 65% の株式を所有し、2007 年のニッケル生産量は前年の 14,474t より多い 16,000t を予定。ニッケル価格 (LME) は、5 月 16 日に史上最高値 54,200\$/t をつけた後、10 月 31 日は 37,662\$/t となっている。

Tshingshan Holding Group (THG) 社は、上海、広東省、河南省、浙江省に工場を持ちステンレス鋼製錬能力は年間 100 万 t となっている。東南アジアを含めた 20 か国以上に輸出しているという。昨年の売上高は 76 億元 (10 億 US\$) に達

しており、利益は 6 億元としている。今年は前年比 85.7% の増収、77.8% の増益を予想している。

(5) PT Timah

インドネシアにおける錫の採鉱権は、1945 年の独立宣言以降、国家により管理されている。1960 年には法律第 19 号が制定され、Bangka 島、Belitung 島、Singkep 島における錫鉱山が、国家錫企業調整委員会 (State Tin Enterprise Coordinating Board) と国家企業 (State Enterprises) の管理下に置かれた。1968 年、国内の既知錫鉱床での事業は、政令第 21 号に基づき、錫生産会社 4 社の統合により設立された国有会社 PN Tambang Timah に統轄された。1976 年、会社形態が有限会社に変更されて、政府 100% 所有の PT Timah が誕生した。

同社はこれまで、上記 3 島で、バケット船を運航、水力破碎による採鉱活動も行なっている。同社は、1991 年初め、Singkep 島の鉱山を閉鎖し、本社を Bangka 島へ移転し、生産設備の近代化と合理化計画を実施。その後、Timah 社は 1995 年 10 月 19 日、Jakarta、Surabaya、London の証券取引所に上場。現在、政府が同社株式の 65% を、内外投資家が 35% を所有している。

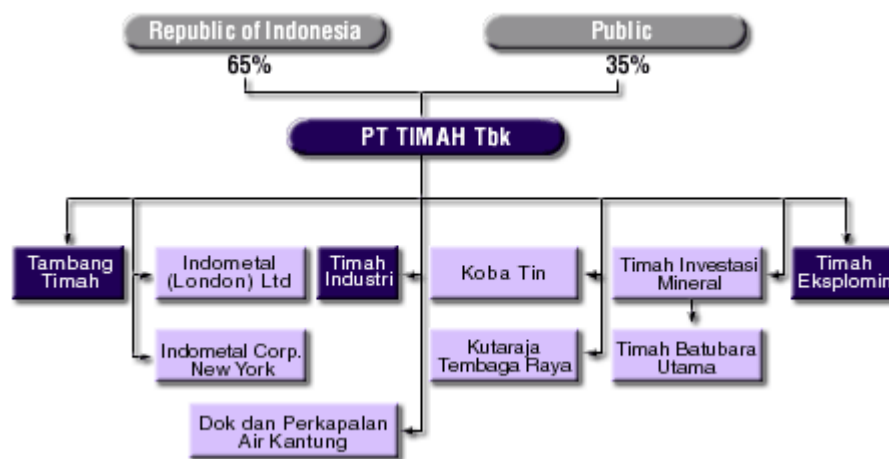


図 4-1. PT Timah 組織図

出典 : <http://www.timah.com/subsidiaries/subsidiaries.htm> より抜粋

Timah 社は、1967 年、Bangka 島北西端 Mentok に世界最大の錫製錬所を建設。この製錬所は、1997 年に第 7 溶鋳炉が設置され製錬能力が 5 万 t/年に増強されている。製錬所には、比重選鋳プラント 5 基が併設されている。精鋳の錫品位は約 74%。Timah 社の主要製品は、Bangka 錫(最低純度値 99.93%)と、Mentok 錫(最低純度値

99.85%)の 2 つである。また、電解精錬により、超純度(99.99%)製品も生産されている。商業省令第 2007 年第 4 号の技術基準は、PT Timah の錫の最低純度(99.85%)が採用されている。2007 年 12 月末の従業員数は 337 名(2006 : 327 名)。関連グループの社員数は 4,023 名(2006 : 4,022 名)である。

	2006 年	2007 年	増減率(%)
錫精鋳(t)	51,818	58,086	12.10
錫(t)	44,637	58,325	30.66

PT Timah 社は錫 113 鋳区 521,066ha を所有する。また 2004 年 1 月 8 日、PT Timah Investasi Mineral と PT Tambang Timah を通じ PT Tanjung Alam を買収したため、南 Kalimantan 州 Banja

に 9,721ha の石炭鋳業事業契約鋳区を保有する。また、2007 年 11 月 24 日に南東 Sulawesi 州 Kabaena にニッケル鋳区 300ha を取得した。

所在地	KP ライセンス数	陸域(ha)	海域(ha)	計(ha)
Bangka	82	273,124	113,061	386,185
Belitung	20	57,540	30,075	87,615
Karimun/Kundur/Singkep	11	1,941	45,325	47,266
計	113	332,605	188,461	521,066

確定推定鋳石埋蔵量は、1995 年 6 月 30 日時点で 490,000t であったが、2007 年 12 月末時点で 357,641t である。(2006 : 355,870t)

2007 年度の売上高は次のとおり。

(単位 : 1,000US\$)

	2006 年	2007 年	増減率(%)
売上高	432,788	906,932	109.56
販売コスト	362,179	569,737	57.31
利益	70,609	337,195	377.55
営業支出	30,136	47,075	56.21
営業利益	40,473	290,120	616.82
課税前利益	36,891	281,762	663.77
純利益	22,099	189,467	757.36

Timah は 2007 年 10 月 5 日、2008 年 1 月までに 7,000t/年の錫生産能力を持つ溶鋳炉 2 基を増設することを明らかにした。同社 Wachid Usman 社長は、ロンドンでのインタビューに答えて、1 基は 11 月までに操業を開始、残る 1 基は 2008 年 1 月までに操業を開始すると述べ、これにより同社全体の年間生産量を 2006 年の 4 万 4,000t から、2007 年は 4 万 5,000~4 万 8,000t

にまで引き上げるとした。生産能力の増強は需要家の要請に応えたものであると述べている。

(6) PT Koba Tin

PT. Koba Tin は、PT Timah Tbk と Malaysia Smelting 社とが手掛ける合弁会社である。インドネシア証券市場に上場し、同社の権益は Malaysia Smelting が 75%、Timah 社が 25%を



保有する。同社は、事業契約(COW)に基づき Kepulauan Bangka Belitung Bangka 州 Bangka 島南東部の東西約 80km に及ぶ 41,680ha の鉱区で鉱業活動を行っている。当初の事業契約は

2003年に終了し、2013年まで再延長されている。2007年は、違法採掘事業者から錫精鉱を購入し錫地金を生産したとして、国家警察による取り締まりなどを受けて生産量を激減させた。

	2006年	2007年	増減率(%)
錫精鉱(t)	29,115	8,051	-72.35
錫(t)	20,720	5,802	-72.00

商業省は2007年4月20日、PT Koba Tinを錫地金輸出登録事業者として登録したことを明らかにした。登録は4月18日から有効となっている。商業省は1月22日に錫地金の輸出規制に関する省令(04/M-DAG/PER/1/2007)を発行し、錫地金の輸出事業者を登録制にしている。国営鉱山企業PT Timahなどが既に錫地金輸出登録事業者としての認可を受けていた。

(7) OXIANA

Oxiana社は2007年1月29日、北スマトラ州 Martabe 金鉱(事業契約鉱区面積: 2,500km²、埋蔵量: 金 600万 oz、銀 6,000万 oz)の権益を保有する豪 Agincourt Resources 社を 4億 1,500万 A\$ で買収する計画を発表し、Agincourt Resources 社は友好的買収を承認し、同社の大株主である Newmont Mining 社は 90%以上の株主の同意と Agincourt Resources 一株に対し Oxiana 0.65 株を充てることを条件に買収に同意し、これにより、Oxiana 社は Martabe 金鉱の権益を保有することになった。Oxiana 社は、2007 年末までにバンカブル事業性調査を終了し、2008 年に建設に着手し、2009 年の生産開始を目指している。カーボンインリーチ工場の年間生産能力は金 25 万 oz、銀 200 万 oz を計画しており、鉱山ライフは少なくとも 9 年以上になると見込んでいる。Martabe 金鉱の権益は、PT Darma Persada Bhakti 社が 15%まで取得できるオプションを保有している。なお、地方政府は同社に対し 5%のフリーキャリー権益を要求している模様。

Agincourt Resources 社は、2006 年 9 月に Martabe 金鉱の運営会社(COWカンパニー)Newmont Horas Nauli(NHN)社の権益 90%を保有する Newmont South East Asia Pte(NSEA)

社の全株式を Newmont Mining 社から買収し、Martabe 金鉱の権益を取得していた。Oxiana 社はラオスに Sepong 金銅鉱山、西オーストラリア州に Golden Grove 銅亜鉛金銀鉱山、南オーストラリア州に Prominent Hill 金鉱山を保有し、インドネシアでは kalimantan Gold とも探鉱契約を結び積極的に探鉱を展開中である。Oxiana 社の 2007 年 1 月 25 日時点の時価総額は 41 億 A\$ となっている。

Oxiana 社は、2007 年 12 月 19 日、同社役員会が Martabe 金・銀プロジェクト(インドネシア North Sumatra)の開発を決定したと発表した。Oxiana 社は、同プロジェクトに関する環境許可申請を 2008 年初に行い、同年 4 月の許可取得を目指す。同プロジェクトは、Oxiana 社にとってインドネシアでの最初のプロジェクトとなる。開発費は当初見込みの 2 倍近くの 310 百万 US\$ に及ぶと見られているが、同プロジェクトは、年間生産量金 20 万 oz、銀 200 万 oz、操業期間 9 年が見込まれている。同鉱の年間推定可採量は金 20 万 oz、銀 200 万 oz。鉱山寿命は約 9 年と推定されている。当初はプルナマ(Purnama)鉱区で採掘に取り掛かるが、近接するバスカリ(Baskari)、プランギ(Pelanggi)鉱区でも試掘を実施する計画である。オキシアナ社のインドネシア事業は、ラオスに次ぐ 2 番目の海外進出である。

(8) Herald Resources 社

Dairi 亜鉛・鉛プロジェクトは、北 Sumatera 州 Dairi 県に位置し、投資額は 2 億 5,000 万 A\$ と見積られ、亜鉛精鉱、鉛精鉱をそれぞれ年産 22 万 t、10 万 t を生産する計画である。Dairi 亜鉛・鉛プロジェクトの権益は、Herald Resources 社が 80%、国営鉱山企業 Antam が 20%を保有している。Herald Resources 社は、

アジア

インドネシア



2007年5月25日、Dairi 亜鉛・鉛鉱山に関し Sinar Pagi 探鉱区で実施したボーリング調査の SPA09D 孔において、地表から 239m の深部に 28m 区間、鉛品位 5.1%、亜鉛品位 1.2%、銀品位 78g/t の鉱化帯を捕捉したことを明らかにした。Sinar Pagi 探鉱区は、既知の Anjing Hitam 鉱床(埋蔵量 6,600 万 t、亜鉛品位 15%、鉛品位 6%)から北 20km に位置する。

(9) PT Bumi Reosources 社

インドネシアの石炭資源大手 PT Bumi Reosources Tbk 社(以下 PT Bumi 社)は、オーストラリアの探鉱ジュニア企業 Herald Resources Ltd. (本社パース、以下 Herald 社)に対する敵対的買収を開始した。買収オファーは 2.25A\$/株で、これは Herald 社の 12 月 11 日の株価 (1.71A\$) の 32% 増しであり、買収総額は約 455 百万 A\$ である。PT Bumi 社は、Dairi 亜鉛・鉛プロジェクトのコストが 5% 以上上がった場合、ならびに 3 か月後に亜鉛価格が 2,000US\$/t 以下になった場合には撤退できるという条件で、買収オファーを行った。

Herald 社は、Dairi 亜鉛・鉛プロジェクトの 80% の権益を所有しているが、この鉱区の鉱業権の承認を 2 年間待たされている。Herald 社 Terry Allen 会長は、PT Bumi 社はインドネシアでの鉱業経験が豊富であり、森林省から土地借用許可が下りない状況下においては、PT Bumi 社の傘下に入ることも Dairi 亜鉛・鉛鉱開発の選択肢の一つとしながらも、株主に対し役員会での見解を固めるまで同社株を売却しないように要請している。11 月には、豪系亜鉛・鉛生産者大手 Perilya 社が Herald 社の株式 8.68% を買収するオファーを行っており、さらに、香港の投資グループの Crosby Capital Partners も Herald 社も買収に乗り出す可能性がある。

(10) Austindo Resources Corporation (ARC) 社

ARC 社は 5 月 21 日、東ジャワ州 Trenggalek 地域で実施中の地質調査において金品位の高い試料(転石)を採取したことを明らかにした。Kojan 探鉱区で採取した試料の金品位は 7.1~28.6g/t、銀品位は 209~1,000g/t で、Jati、Jombok の 2 探鉱区で採取した試料はともに銀は低いものの金品位は 8.8~28g/t、9.1~45.8g/t

となっている。ARC 社は今後 6 か月間をかけて各探鉱区の評価を行い、2007 年後半ないしは 2008 年初頭からトレンチ、ボーリング調査を実施する予定。同鉱区の面積は 17,586ha。Trenggalek 地域には金鉱山はなく、金の探鉱は 1990 年代に行われただけであったが、ARC 社はバンテン州で同社が開発中の Cibaliung 金鉱床と地質構造が類似するとして Trenggalek 地域の探鉱を 2006 年から開始している

(11) Rio Tinto

Rio Tinto の Tom Albanese 最高経営責任者 (CEO) は 2007 年 4 月 30 日、中部 Sulawesi 州 La Sampala のニッケル鉱山開発に関し、Kalla 副大統領、Purnomo Yusgiantoro エネルギー・鉱物資源大臣らと会談し、政治判断による鉱業事業契約 (COW) の早期締結を要請したことを明らかにした。Tom Albanese 氏は、鉱山を開発するに当たり、森林省令に規定される森林利用許可の有効期限が 5 年と短く、かつ新鉱物資源石炭鉱業法案(新鉱業法案)に規定されるライセンス方式では、政府による一方的なライセンスの剥奪も予想されることから、投資家にはセキュリティがなく、20 億 US\$ に及ぶ開発資金を投じることができないとして、政府に対し新鉱業法案の成立前までに COW の締結を要請した。今回のトップ会談は、2 月 22 日、Kalla 副大統領が議長を勤めた閣議において La Sampala 事業契約交渉の早期締結を閣議決定したことを受けて実現したものの。エネルギー・鉱物資源省は 5 月 4 日に、Tom Albanese 氏とのロイヤルティ交渉の結果を公表し、中間産物 (Intermediate Product: ニッケル精鉱) で 1.5%、製錬ニッケルで 0.75% とすることで合意したことを明らかにした。エネルギー・鉱物資源省令 2003 年第 45 号によれば、ニッケル鉱石のロイヤルティは 5%。PT Inco の場合は 2.5% と規定されていることより、Rio Tinto はこれより低率となっている。

(12) Avocet Mining 社

Avocet Mining 社は 2007 年 2 月 9 日、北 Sulawesi 州 Bakan 県の Mongondow 金鉱事業契約 (COW) 鉱区で実施中のボーリング調査において、有望な金の富鉱体を捕捉したと発表した。ボーリング調査は、2006 年 9 月下旬より Durian、

Oselaの2鉱床地域を対象に99孔、延べ12,300mが実施された。Durian 鉱床区は54孔、延べ7,875m、Osela 鉱床区は41孔、延べ4,575m。富鉱体は、3m区間、金品位173g/tと報告され、両鉱区の埋蔵量はこれまでの53万3,000ozを大きく上回る。同社は、Mongondow 金鉱を2009年から年産5万oz規模で生産したいとし、インドネシアでの鉱山開発に自信を見せている。同金鉱における同社の権益は80%となっている。

5. 鉱山・製錬所状況

(1) Grasberg

Grasberg 鉱山は、南太平洋のニューギニア島の西半分を占めるインドネシア領 Papua 州の標高2,600~4,000mの高地に位置する。Grasberg 鉱山は、米国の Freeport McMoran Copper & Gold Inc. (FCX) が PT Freeport Indonesia (PTFI) を実質支配し操業する。株主構成は、インドネシア政府:9.36%、PT Indocopper Investama:9.36%、Freeport-McMoRan Copper & Gold Inc. :81.28%であるが、PT Indocopper Investama もまた

Freeport-McMoRan Copper & Gold Inc. 傘下にある。Grasberg 鉱山の鉱石埋蔵量(2005年12月31日現在)は、28.2億t(Cu 1.07%、Au 0.92g/t、Ag 4.02g/t)で銅566億lb、金は5,810万oz、銀は1億8,080万ozとなっている。PT Freeport Indonesia の2005年の精鉱生産量は264万5,550t、銅は79万3,505t、金は108t、銀は224tを生産した。Grasberg 鉱山は、露天掘り(GRS OP)の深部化に伴い生産コストが上昇することから坑内採掘に移行することとしており、2015年からブロックケービング法(GRSBC: Grasberg Block Cave)で採掘を開始する。2015年の露天掘りファイナルピットの最下底は海拔3,055mが計画されており、現在より更に300m掘り下がる。垂直深度は約1km以上に達する。坑内掘り鉱山への移行に当たっては、DOZ(Deep Ore Zone)の生産能力を増強しつつ、BG(Big Gossan)、ESZ(Ertsberg Stockwork Zone)、GRSBC(Grasberg Block Cave)、MLZ(Mill Level Zone)、Kucing Liarを順次開発して鉱石生産量を維持する方針である。

	2006年	2007年	増減率(%)
銅精鉱(dmt)	2,223,678	2,025,388	-8.92
銅(t)	612,018	577,287	-5.67
金(kg)	57,268	82,685	44.38
銀(kg)	167,931	163,698	-2.52

(2) Batu Hijau

Batu Hijau 銅鉱山は、インドネシア Nusa Tenggara Barat 州 Sumbawa 島の南西部(ジャカルタから東に1,929km)にあり、Sumbawa Barat 県の県都 Taliwang から南へ30km、標高450mに位置する。Batu Hijau 銅鉱山は、平均品位はCu 0.47%、Au 0.34g/tと低品位ながら、1日当たりの粗鉱生産能力は70万tとGrasberg 鉱山にも匹敵する規模である。2006年12月時点の埋蔵量は銅純分で89億lb(約4,000千t)、金は950万oz(約300t)となっている。これにより現状の生産規模でマインライフを試算すると、露天掘り採鉱は2016年頃終掘し、選鉱場は、貯鉱堆積場の鉱石を2028年頃まで処理できる見込みとされる。主要掘削機器は、ダンプトラック111台(218t積)、電気ショベル7台(26~43m³

バケット)、ドリル6台となっている。選鉱方法は、典型的な一次粉砕(SAG ミル)、二次磨鉱(Ball ミル)、浮遊選鉱で、1日当たり選鉱場の鉱石処理能力は130,000~140,000tである。Batu Hijau 銅鉱山では、選鉱用水の安定的確保が困難なため海水を揚水し選鉱用水としている。また、廃さいの深海堆積(STP: Submarine Tailings Placement)を行っている。1996年にFS調査とともに実施した環境影響評価調査報告(AMDAL:Kep-41/MENLH/10/1996)において法的要件を満足し環境担当国務大臣府によって認可された。廃さいは、選鉱場から直径1,100mmの硬質塩ビ管により3.2km沖合いまで導かれて、水深約125mの海底に放出されている。廃さいは、自重により溪谷を流下し水深4,000mのSenunu海溝に流れ込む。

	2006年	2007年	増減率(%)
銅精鉱(dmt)	714,331	789,564	10.53
銅(t)	205,778	219,612	6.72
金(kg)	13,926	17,053	22.45
銀(kg)	50,429	57,009	13.05

(3) Sorowako

Sorowako 鉱山は、Sulawesi 島南 Sulawesi 州 Iwu 県 Nuha 郡 Sorowako に位置する。Sorowako 鉱山は PT INCO が運営、操業する。PT INCO に

は、現在、日本企業 5 社、住友金属鉱山(株)、ヴァーレ・インコ・ジャパン(株)、三井物産(株)、双日(株)、住友商事(株)が資本参加している。

ニッケル		2006年	2007年	増減率(%)
生産量	百万 lb	157.9	169.2	7.16
	t	71,622	76,748	7.16
販売量	百万 lb	158.1	169	6.89
	t	71,713	76,657	6.89
平均販売実現価格	US\$/lb	8.33	13.55	62.67
	US\$/t	18,356	29,881	62.79

PT INCO は、1996 年 1 月 15 日に事業契約を更新し、2025 年までの期間延長を行っているため、中央政府との間には、PT Freeport Indonesia、PT Newmont Nusa Tenggara 社に見られる種々の懸案事項は少なく、インドネシアで鉱山を操業する外国鉱山企業の中では比較的順風満帆に操業を行っている。ただし、PT INCO の鉱業事業契約鉱区内にローカル企業の KP が設定され、ニッケル鉱石が中国へ出荷されるなど、鉱業権の重複問題が顕在化してきている。

(4) Pomalaa

Pomalaa 鉱山は、SULAWESI TENGGARA 州 KOLAKA の南 30km の海岸沿い及び NAMIANG 島に位置する。Pomalaa 鉱山は、鉱業事業契約(COW)ではなく、KP ライセンスの下、操業されている鉱山である。Pomalaa の鉱区面積は、8,315ha である。Pomalaa 鉱山は PT Antam ニッケル事業部門の中心地で、3 か所(ノース地区、セントラル地区、サウス地区)の採掘エリアと、FeNi 3 施設(FeNi I・FeNi II・FeNi III)を有する。PT Antam と日本の関係は古く、FeNi I の建設に当たり、日本政府はイ

ンドネシアとの政府間協定を受けて 3,200 万 US\$ を Antam に融資し、1972 年から大太平洋金属が FeNi I を建設した歴史がある。FeNi I は 1975 年に完成した。FeNi II、FeNi III もまた日本企業が建設を行っている。さらに、Pomalaa や Halmahera のニッケル資源は、1960 年代後半から INDECO(日本のフェロニッケル 4 社(住友金属、日本鉱業、日本冶金工業、大太平洋金属)が探査した時代もあり、現在、これら企業は、PT Antam 4,394,000wmt のうち、日本向けは 2,067,000wmt で全体の 47% を占める。中国向けは、660,000wmt で 15% となっている。2007 年 2 月 12 日、200 万 wmt のニッケル鉱石の販売入札を行い 20 社が参加し、中国の 3 社が落札した。2007 年から中国向け出荷が大幅に伸びている。

フェロニッケル生産は、Pomalaa にある FeNi I・FeNi II・FeNi III から生産されている。FeNi I(能力 5,500t)、FeNi II(能力 5,500t)、FeNi III(能力 15,000t)は、それぞれ 1975 年、1995 年、2006 年から生産を開始している。

2007 年 12 月末の鉱石埋蔵量を次に示す。

鉱種	埋蔵量 (,000wmt)		増減率 (%)
	2006年	2007年	
Saprolite 鉱石	179,850	180,900	1
Limonite 鉱石	185,150	214,200	16
金	3,863	3,973	3
ボーキサイト	84,400	81,600	-3

Saprolite 鉱石 (Pomalaa) Ni > 1.8% Fe < 25%

Limonite 鉱石 Ni > 1.2% Fe > 25%

PT Antam 社は 1 月 22 日、フェロニッケル第 III 製錬所で実施中の最終プラント試験を終了し、エンジニアリング調達契約 (EPC : Engineering Procurement and Construction) の建設企業体より、法的手続きを完了次第、施設の移管を受けることを明らかにした。最終プラント試験は、2006 年 12 月 27 日から 2007 年 1 月 7 日まで実施されていた。フェロニッケル第 III 製錬所は、商業生産に移行するまで建設企業体が運転する。同製錬所は、2006 年 7 月 1 日に発生した金属抜き出し口 (Metal Tap Hole) からの溶融金属流出事故で試運転を一時中断し補修を行っていた。Antam 社の 2006 年のフェロニッケル生産量は 14,000t/年で、フェロニッケル第 I・フェロニッケル第 II・フェロニッケル第 III 製錬所はそれぞれ概算で 5,000t/年、6,000t/年、3,000t/年の生産を記録した。

2007 年 10 月 5 日、溶鉱炉の溶融金属流出事故で操業を停止していた FeNi III 製錬工場の操業を 8 月 26 日から低出力レベル (電力 20MW) で再開していることを明らかにした。溶融金属の流出事故は 2007 年 6 月 16 日に発生し、FeNi III 製錬工場は同日より 2 か月以上の生産中止が続いた。同社は、今後の操業の安定と安全を確保するために 2007 年のフェロニッケル生産量 (ニッケル純分) を当初計画の 2 万 t から 1 万 6,000t に下方修正し、流出事故の原因が解明されるまで電力出力は 25MW 以下で操業するとしている。同社は、フェロニッケルユーザーとの契約を履行するため 400~2,000t を他社から調達した。

(5) Gresik 製錬所

東ジャワ州 Surabaya の北 30km に位置し、Pt Smelting 社が 1999 年 5 月 28 日に商業生産を開始した。Pt Smelting は三菱マテリアル(株)、三

菱商事、日鉱金属、Freeport Indonesia が権益を保有し、その比率は 60.5%、9.5%、5%、25% となっている。同製錬所は、Freeport Indonesia とインドネシア政府との Grasberg 鉱山開発の第 5 次世代事業契約交渉において付加価値化を求める政府の指導を受けて Freeport Indonesia 社が建設に合意し、日本企業の参入により実現したもの。原料は、パプア州 Grasberg 鉱山から受け入れている。2001 年 6 月、LME の A 級銅カソード製錬所として指定される。銅カソード連続鑄造装置に Hazelett-Mannesmann Contilano システムを採用する。2005 年の生産量は、26 万 3,100t であった。

2006 年 10 月 6 日、グレスック製錬所は、製錬所敷地内に立地している PT. Gresik Gases Indonesia (以下「PTGGI 社」) の酸素供給設備が故障し、酸素の供給が停止したことから、同製錬所の操業を 10 月 6 日から中断した。12 月 20 日に PTGGI 社の設備が復旧したことから、同日より操業を再開いたしました。PT Smelting 社は、Gresik 製錬所の処理能力を 27 万 5,000t に引き上げる計画を明らかにしている。

6. 我が国との関係

(1) Tayan アルミナプロジェクト

Antam 社は、3 月 12 日、インドネシア西 Kalimantan 州 Tayan 地区で原料ボーキサイト鉱石の採掘からケミカル用アルミナ製品まで一貫生産するアルミナ工場建設 (アルミナ計画) に関して、事業性評価を行うための合弁会社 PT Indonesia Chemical Alumina 社を、昭和電工株式会社、Straits Trading Amalgamated Resources Private Limited (Star) 社 (Singapore) および丸紅株式会社と共同で設立することで、正式に合意したことを明らかにし

た。合弁会社の定款は2月26日に調印され合弁会社の権益は、Antamが49%、昭和電工が30%、丸紅が6%、Star社15%となる。Antamによると、同社が51%まで出資を引き上げるオプションも保有している。今回、アルミナ計画を推進する母体の設立で本格合意したもの。合弁会社は4月中旬をめどに設立し、更に詳細な投資額、環境アセスメント、資金調達方法等の検討を行い、アルミナ計画の実施可否を最終的に判断することとしている。Tayan 地区には良質なボーキサイトが埋蔵されていることが既に確認されているため、ケミカル用アルミナ製品の生産能力は年産30万tを予定しており、原料ボーキサイト鉱石の採掘から製品製造までの一貫工場としては世界最大規模となる。

(2) 日・インドネシア経済連携協定 (JIEPA)

2007年8月20日、安倍首相とユドヨノ大統領は、ジャカルタで両国の日・インドネシア経済連携協定 (JIEPA) に署名した。インドネシアにとっては2国間のEPAは日本が初めてとなる。日本にとっては、アジア最大の資源国で人口約2億3,000万人のインドネシアと日本のEPA調印により、貿易・投資拡大やエネルギー資源の確保等のメリットがある。本EPAには我が国のEPAでは初めてエネルギー鉱物資源分野の枠組みを導入した。その成果は次のとおり。

- ① 投資環境の整備: 投資環境に影響を及ぼしうる措置の透明性確保・協議
- ② 規制措置・輸出許可手続採用時の対応: 新たな規制措置導入の際の両国間の通報、規制措置適用時の既存の契約関係をめぐる混乱の回避、輸出許可手続の透明性確保
- ③ 政策対話の枠組みの構築: EPAの下でエネルギー・鉱物資源小委員会を設置(エネルギー安全保障や競争的な市場の発展等に関する討議)
- ④ 具体的な協力案件の実施: 石炭液化技術、省エネ支援、発電所環境モニタリング他。
- ⑤ 環境に対する配慮:

日本・インドネシア両国の基本方針:

- 日本:
- ・エネルギー・鉱物資源の安定供給の確保
 - ・インドネシアによる規制措置
 - ・輸出許可手続採用時の対応

インドネシア:

- ・投資環境整備
- ・生産増強
- ・環境への配慮

7. その他のトピックス

インドネシアでは2007年、新鉱業法案の審議に関連し鉱業投資を活性化させるための鉱業大会、セミナーが多数開催された。主なものは次のとおり。

- 1月21日: Muhammadiyah 主催の鉱業の透明性と持続的発展に関する全国大会 (Wisma Daerah, Sumbawa Besar)
- 1月22日: (財)国際鉱物資源開発協力協会 (JMEC)・インドネシア鉱業協会 (IMA) 共催「インドネシア鉱業への新たな投資(資源国と消費国の相互繁栄を求めて)に関するセミナー」(Nikko Hotel, Jakarta)
- 1月30~31日: 在インドネシア豪州大使館・豪州投資促進庁主催「OZMINE 2007: オーストラリア鉱業石油展示大会」(Marriot Hotel, Jakarta)
- 2月7日: エネルギー・鉱物資源省主催インドネシアにおける石炭資源量と埋蔵量の評価に関する研究会 (Millenium Hotel, Jakarta)
- 2月7日: インドネシア大学法学部主催長期的な投資を促進するための鉱物石炭新鉱業法案 (RUU Pertambangan Mineral dan Batubara) セミナー (Balai Sidang Djokosoetono, University of Indonesia, Depok, Jakarta)
- 3月20日: インドネシア鉱業協会 (IMA)、インドネシア国際問題評議会 (ICWA)、BIMASENA (鉱山エネルギー学会 (Mining and Energy Society)) 共催「インドネシア鉱業の重大な分かれ道ラウンドテーブル・ディスカッション」(JW Marriot Hotel, Jakarta)
- 5月9日: Golder Associate 社主催「鉱業の持続的発展」(Grand Melia Hotel, Jakarta)
- 5月15日: Eco Green & BPPT 主催「探査技術と環境モニタリングに関するセミナー」(Hotel Mulia, Jakarta)



6月18日：PERHAPI 定期大会 (Hotel Mulia, Jakarta)
6月20-21日：Indo Firex 主催「鉱業における防火対策について」
6月27日：ナショナリズムと鉱業事業契約の見直し (Jakarta Convention Center, Jakarta)
7月18日：環境NGO-JATAM & WALHI 主催「鉱業セミナー」(DPR-MPR)
8月6日：UNSRAT 主催「地域繁栄のための鉱業と環境に関するセミナー」(Sam Ratulangi University, Manado)
8月14日：Murung Raya 県主催「地域鉱業セミナー」(Purukcahu, Murungraya, Central Kalimantan)
9月4-6日：PERHAPI 年次大会 (Sahid Jaya, Makasar)

10月31日～11月1日：インドネシア鉱業協会主催「インドネシア鉱業大会」(Jakarta EXPO, Kemayoran, Jakarta)
11月5-7日：Bimasena 主催、エネルギー鉱業分野における再活性化のためのクリーン、再生資源開発の提言 (Jakarta Convention Center, Jakarta)
11月15-16日：投資調整庁主催「外国投資セミナー」(Borobudur Hotel, Jakarta)
11月21-22日：APEC 主催「APEC セミナー」(Shangrilla, Jakarta)
12月4日：エネルギー鉱物資源省主催「全国鉱業対話集会」(Bidakara Hotel, Jakarta)
12月12-13日：投資調整庁主催「ビジネス機会と投資」(Dept of Finance, Jakarta)
(2008.9.16/ジャカルタ事務所 池田 肇)

アジア

インドネシア

